



® 平成 29 年 11 月 8 日 (水)

No. 14565 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2016年知財に関する重要判例⑤

外国語商標の中国語訳名の保護に関する研究…(1)

中国2016年知財に関する重要判例⑤

外国語商標の中国語訳名の保護に関する研究

—南京金色希望酒業有限公司とシャトー・ラフィット・ロートシルト
との間の商標取消審判に係る行政紛争再審請求事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所 北京魏啓学法律事務所

著者：魏 啓学 李美燕 于博聞

目次

はじめに

I 事件の概況

1. 基本情報
2. 事件の経緯

II 本事件の争点に関する判示

1. 類似商標であるか否か
2. 悪意が存在しているか否か
3. 両者を識別できる安定した市場秩序を形成

TH弁護士法人は、アクセス容易な新宿にオフィスを構える弁護士事務所です。

TH弁護士法人の集中分野の一つである知的財産法務を担当する弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

また、平成27年から参加費無料の高橋知財勉強会(原則月1回18時から20時まで。懇親会あり)を主催しており、随時ニュースレターを発行しております。

高橋知財勉強会への参加、ニュースレターの受領等を希望される方は、下記までご連絡下さい。



TH弁護士法人

〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31階

TEL 03-6911-2500

E-mail jun14dai@gmail.com

しているか否か

Ⅲ 外国語商標の中国語訳名の保護に関する研究

1. 外国語商標の中国語訳名の保護範囲
2. 類似商標の認定における考慮要素

おわりに

はじめに

本事件は、「2016年知的財産権司法保護に係る10大判例」に選出されたものである。本事件は、中国語・英語商標の類否判断、及び安定した市場秩序を形成しているか否かの問題に及ぶものであった。最終的に、最高裁判所は、「本事件の引用商標は、比較的高い知名度を有し、シャトー・ラフィット・ロートシルトは、長年の商業経営活動を経て、客観的に『拉菲』と『LAFITE』との間で確固たる関係を構築しているので、係争商標と引用商標は、同一又は類似商品に使用している類似商標であり、『商標法』第28条の規定に違反する。」と判示した。再審判決では、商標の構成要素及びその全体の類似程度、関連商標の知名度、安定した対応関係に対する認定、関連公衆群などについて論述が行われ、当該内容を基にして、中国語・英語商標の類否判断の裁判基準を明確にしたが、これは、司法実務に対して、非常に重要な指導的な意義を有するものであった。その具体的な内容について、下記のとおり分析する。

I 事件の概況

1. 基本情報

再審請求人(原審第三者):シャトー・ラフィット・ロートシルト(CHATEAULAFITEROTHS CHILD)

被請求人(一審被告、二審被上訴人):国家工商行政管理総局商標審判委員会

被請求人(一審原告、二審上訴人):南京金色希望酒業有限公司

判決の情報

一審 北京市第一中等裁判所(2013)一中知行初字第3731号

二審 北京市高等裁判所(2014)高行(知)終字第3129号

再審 最高裁判所(2016)最高法行再34号

2. 事件の経緯

拉菲庄园

係争商標

LAFITE

引用商標

南京金色希望酒業有限公司(以下「金色希望社」という)は、ワインの製造、販売に従事する酒造メーカーである。同社は2005年4月1日、指定商品を第33類のワイン、酒(飲料)などとして、「拉菲庄园」商標(以下「係争商標」という)を出願した。係争商標は2007年11月14日、登録が許可され(登録番号:第4578349号)、その有効期限は2017年11月13日までであった。

シャトー・ラフィット・ロートシルト(中国語表記:拉菲羅斯柴爾德酒庄)(以下「シャトー・ラフィット」という)は1996年10月10日、指定商品を第33類のアルコール飲料(ビールは除く)などとして、商標「LAFITE」(以下「引用商標」という)を出願した。引用商標は1997年10月28日、登録が許可(登録番号:第1122916号)された。

2011年8月、シャトー・ラフィットは、係争商標について、国家工商行政管理総局商標審判委員会(以下「商標審判委員会」という)に取消審判を提出した。それに対して、商標審判委員会は、係争商標の登録の取消しを命じる商評字[2013]第55856号「第4578349号『拉菲庄园』商標取消審判に関する決定書」(以下「第55856号審決」という)を下した。金色希望社は、当該審決を不服として、行政訴訟を提起した。北京市第一中等裁判所(以下「一審裁判所」という)は、「関連メディアにおいて、シャトー・ラフィットのワイン『LAFITE』が係争商標の出願日前にすでに中国市場に進出していた状況と結び付ければ、中国国内の関連公衆は、『LAFITE』の称呼が『拉斐』、『拉菲特』又は『拉菲』で、かつ、比較的高い知名度を有するものと理解することができ、係争商標の登録は、2001年『商標法』第28条の規定に違反する。」と判示し、第55856号審決を維持する判決を言い渡した。金